

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年7月9日

岩手県人事委員会

委員長 及 川 卓 美

岩手県人事委員会規則第22号

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

職員の育児休業等に関する規則（平成4年岩手県人事委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、職員の育児休業等に関する条例（平成4年岩手県条例第7号。以下「育児休業条例」という。）<u>第3条、第7条第1項、第8条、第11条から第13条まで、第20条第2項及び第23条の規定に基づき、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p><u>(再度の育児休業をすることができる場合の子の養育の方法)</u></p> <p>第4条 <u>育児休業条例第3条第4号の人事委員会規則で定める方法は、育児休業法その他の法律による育児休業並びに育児短時間勤務（育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。）及びこれに類する所定労働時間を短縮することにより子の養育を支援する方法とする。</u></p> <p>(育児休業に係る子が死亡した場合等の届出)</p> <p>第6条 育児休業をしている職員は、次に掲げる場合には、遅滞なく、その旨を任命権者に届け出なければならない。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p><u>(6) 育児休業に係る子を職員以外の当該子の親が常態として養育できることとなった場合</u></p> <p>2・3 [略]</p> <p>(育児休業をしている職員の職務復帰)</p> <p>第7条 育児休業の期間が満了したとき、育児休業の承認が休職又は停職の処分を受けたこと以外の事由により効力を失ったとき又は育児休業の承認が取り消されたとき（育児休業条例第5条第2号に掲げる事由に該当したことにより承認が取り消された場合を除く。）は、当該育児休業に係る職員は、職務に復帰するものとする。</p> <p><u>(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる場合の子の養育の方法)</u></p> <p>第12条 <u>第4条の規定は、育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる場合について準用する。</u></p> <p>(育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求手続)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、職員の育児休業等に関する条例（平成4年岩手県条例第7号。以下「育児休業条例」という。）第7条第1項、第8条、<u>第12条、第13条、第20条第2項及び第23条の規定に基づき、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>第4条 削除</p> <p>(育児休業に係る子が死亡した場合等の届出)</p> <p>第6条 育児休業をしている職員は、次に掲げる場合には、遅滞なく、その旨を任命権者に届け出なければならない。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>(育児休業をしている職員の職務復帰)</p> <p>第7条 育児休業の期間が満了したとき、育児休業の承認が休職又は停職の処分を受けたこと以外の事由により効力を失ったとき又は育児休業の承認が取り消されたとき（育児休業条例第5条に規定する事由に該当したことにより承認が取り消された場合を除く。）は、当該育児休業に係る職員は、職務に復帰するものとする。</p> <p>第12条 削除</p> <p>(育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求手続)</p>

第14条 [略]

2 第3条第2項の規定は、育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求について準用する。

(育児短時間勤務に係る子が死亡した場合等の届出)

第15条 第6条の規定は、育児短時間勤務について準用する。

この場合において、同条第1項第6号中「育児休業に係る子を職員以外の当該子の親が常態として養育できることとなった」とあるのは、「育児休業条例第14条第1号に掲げる事由が生じた」と読み替えるものとする。

(部分休業の承認の請求手続)

第19条 部分休業の承認の請求は、部分休業承認請求書又は電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって人事委員会が定めるものをいう。）により行うものとする。

2 [略]

別記様式（第14条関係）

[略]			
請求に係る子		請求者以外の子の親	
氏名		氏名	
続柄		子との同・別居	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居
生年月日	年月日生	就業の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
[略]			

[略]

第14条 [略]

2 第3条第2項の規定は、育児短時間勤務（育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。）の承認又は期間の延長の請求について準用する。

(育児短時間勤務に係る子が死亡した場合等の届出)

第15条 第6条の規定は、育児短時間勤務について準用する。

(部分休業の承認の請求手続)

第19条 部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認の請求は、部分休業承認請求書又は電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって人事委員会が定めるものをいう。）により行うものとする。

2 [略]

別記様式（第14条関係）

[略]		
請求に係る子	氏名	
	続柄	
	生年月日	年月日生
[略]		

[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正前の職員の育児休業等に関する規則に規定する別記様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。